「滋賀県障害者プラン改定小委員会」設置要綱(案)

(趣旨)

第 1 条 滋賀県障害者プラン(以下「プラン」という。)の改定にあたり、重点施策や障害 福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項等について、現状を的確に把握したうえで、 課題を抽出し、その課題に対応した方向性を検討するため、「滋賀県障害者プラン改定小委 員会」(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 ワーキングチームは、プランの改定に向けて必要となる以下の事項について、調査 検討等を行う。
 - (1) 現在の重点施策等の評価
 - (2) 課題の抽出・整理
 - (3) 次期重点施策等の検討
 - (4) その他

(組織)

- 第3条 ワーキングチームは、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく 小委員会とする。
- 2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条第 2 項に基づき、以下の分野に精 通する者として滋賀県障害者施策推進協議会会長(以下「会長」という。)が適当と認める 者の中から、会長が委嘱して充てる。
 - (1) 地域生活支援
 - (2) 教育
 - (3) 障害児支援
 - (4) 地域包括ケアシステム・相談支援
 - (5) 文化•芸術
 - (6) 情報コミュニケーション
- 3 委員の任期は平成30年3月31日までとする。

(会議)

- 第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 ワーキングチームの庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月 日から施行する。